

## 5 通路等

### 《基本的考え方》

- ・誰もが円滑に利用できるよう複雑な平面計画をせず、また曲がり角や各建築部位、設備等が突出しないように整備する。

### 【1】通路等

幅員	(1) 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、1.5m以上とすること。	ホ 通路等 (1)(一)
路面仕上げ	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ホ 通路等 (1)(二)
段	(3) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔7 階段 (その踊場を含む。)] に定める基準を準用すること。	ホ 通路等 (1)(三)
突出物等	(4) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	ホ 通路等 (1)(四)
排水溝	(5) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	ホ 通路等 (1)(五)

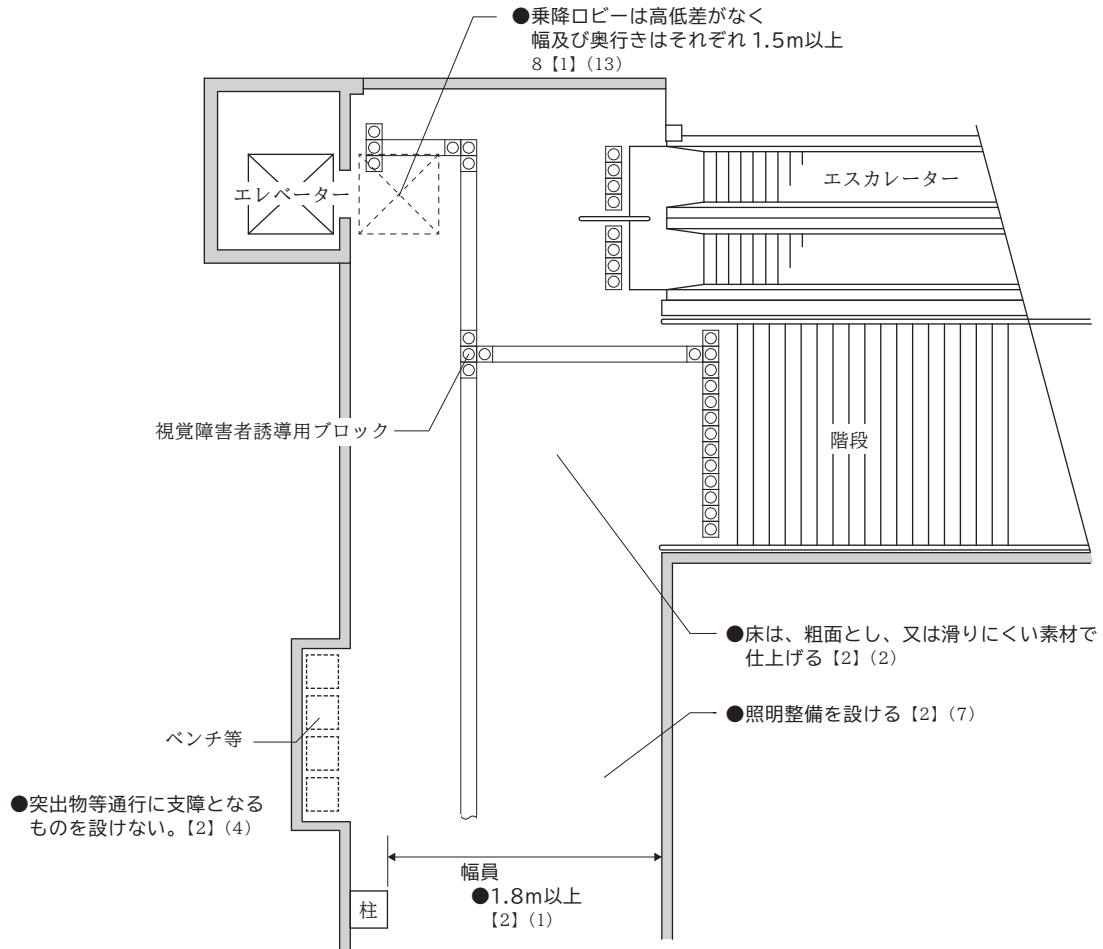
### 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【ベンチ】ベンチは、通行の支障とならないように設ける。

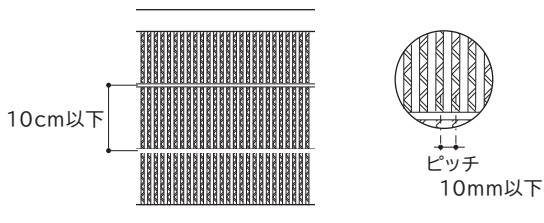
### 【2】移動円滑化経路を構成する通路等

幅員	(1) 幅は、1.8m以上とすること。	ホ 通路等 (2)(一)
路面仕上げ	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ホ 通路等 (1)(二)
段	(3) 通行の際支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、〔6 傾斜路 (その踊場を含む。)] の【2】に定める基準に適合する傾斜路を併設すること。	ホ 通路等 (2)(二)
突出物等	(4) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	ホ 通路等 (1)(四)
排水溝	(5) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	ホ 通路等 (1)(五)
戸	(6) 戸を設ける場合においては、〔3 出入口〕の【2】に定める基準に適合すること。	ホ 通路等 (2)(三)
照明設備	(7) 照明設備を設けること。	ホ 通路等 (2)(四)

## 《移動円滑化経路を構成する通路の例》



## 《細目タイプの排水溝の溝ぶた（ノンスリップタイプ）》



- 排水溝の溝ぶたは、白状等が落ち込まない構造【2】(5)